



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和5年11月8日

[照会先]

熊本労働局雇用環境・均等室

室長 北口 健一

主任雇用環境改善・均等推進指導官 平島 輝代

雇用環境改善・均等推進指導官 河野 勇太

(電話番号) 096-352-3865

女性活躍推進の取組が優秀な企業を認定(えるぼし認定)しました

熊本労働局(局長 新田 峰雄)は、平成28年4月1日から施行されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に基づき、株式会社ワイズ・リーディング(本部: 熊本市北区 認定段階: 2段階目)、株式会社K I S(本部: 熊本市南区 認定段階: 3段階目)、株式会社肥後銀行(本部: 熊本市中央区 認定段階: 3段階目)を「えるぼし認定企業」として認定いたしました。

えるぼし認定の要件につきましては別添1のとおりであり、また、各認定企業の女性の活躍推進の状況は、別添2のとおりです。

つきましては、下記のとおり認定通知書交付式を行うこととしております。

記

女性活躍推進法に基づく「認定通知書」交付式

1 日時 令和5年11月13日(月) 10時50分～

(株式会社肥後銀行)

令和5年11月14日(火) 14時00分～

(株式会社ワイズ・リーディング、株式会社K I S)

2 会場 熊本労働局 小会議室

(熊本市西区春日2丁目10-1 熊本市地方合同庁舎A棟9階)

3 内容 局長あいさつ

認定通知書の交付等

※当日、取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです

※女性活躍推進法に基づく【えるぼし認定】とは

女性の活躍推進のための行動計画を策定し、労働局長に届出を行った企業のうち自社の女性の活躍推進に関する取組実施状況等が優良で、認定基準(別添1)を満たした場合に労働局長に申請し、「女性の活躍推進企業」として厚生労働大臣認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、右に示す認定マーク(えるぼしマーク)を商品、広告などに付け、女性の活躍推進企業であることをPRことができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につながることが期待できます。



【別添】

- 1 えるぼし認定の要件
- 2 各認定企業の女性活躍推進の状況
- 3 これまでの熊本労働局管内の認定企業一覧
- 4 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定状況(令和5年3月末現在)